

孫左衛門と「從是東佐伯領」

(横川村井取の庄屋さんとの物語)

休石博美

会員・南高郡直川村字川又

時日亨和の頃と、いうから今からざつと百六七十年前のこと、横川村の万太郎峰へ又は近くに幽靈が出来たといふ噂が立つた。夕方になると人通りもどだえ、家々では早くから戸締りをし、女子供はおそれおののいて夏の夜も一段と寒さを感じる、へと有様であつた。

其の夜井取の小庄屋武兵衛の息子孫左衛門とて、当年十七才の若者が立つた。左まく父の使で月形の大庄屋に行つての帰り途、この幽靈話を耳にした。血氣の孫左衛門はその夜單身での現場に乗り込んだ。そこは部落の墓地で、小牛糞をあらう白犬が、うす暗い墓地の片すみへ新しい死人の墓をあげてゐるではないか。孫左衛門は驚きふるつてこゝ白犬を退治し、幽靈騒ぎは解消し左が今度はその武兵衛が村中の評判となり、そしてそれが藩主へお耳にまで達し、勇敢なる末裔母一き若者よと力賞詞を賜つたといふ。

この孫左衛門、長するに及んで父の後をつぎ小庄屋に

とり立てられ左が、お役目大事と精勤し、天賦の義侠心は常に愛情をもつて村人の世話をし、自らもすき家業に一とメ原野を開墾したりと範を示し、村人よいかる尊敬してい左。

ところがこゝ孫左衛門の晩年、佐伯領横川村と開領宇

御の部落民が境界を越えて佐伯領内に侵入し、草茅等を無断で刈取つたことに対して、横川村の部落民が憤慨して立ち立つかつた。

井取の庄屋孫左衛門は地元の関係で先登に立ち、先づ宇目郷酒利に赴き源田代官(源田新治郎平忠義)に談じみんだ。ところが敵十数も入宇目郷四千石の代官の威勢でもつて威圧の態度である。孫左衛門は臆せず理非を述べ、一時は不穏な空気を包まれながら結着を見ず、孫左

衛門の進言で大庄屋日蔵方に訴え出た。ところが佐伯藩の空氣は宇目側の主張をいれて譲歩せよとのお沙汰、然しこそ孫左衛門は領分などこれまでも領分、今まで悔まず将来に残してはならない、永久に昔ながらの境界を守り度し、一命に替えても此の儀は——と主張した。其の張り意見は遂に藩方と動かし、其方公然処理致すべしとのお沙汰があり、孫左衛門は村役人連と結果を壓んで穿目側と強硬に談判をつづけ、度々力交渉の結果、境界は從来通り峯をかへ、但し山八合迄岩手と伐多。ことは大目に見ること。

○横川の部落民に対する感謝の気持をもつこと。

○領境山の尾根に金比羅神、大山祇命、秋葉権現命、白山権現、天間権現命の五柱の祠(ほこら)を祀り、毎年一月十八日両部落民共参拜する。

○こゝようすを協議が田端にて決定、双方共温かに解決した。

○孫左衛門らは直接に藩方に出頭、境界争いの解決を次第を報告し、併せて境界標柱の建設方と懇願した。藩では老体の孫左衛門年來の精勤と、特にこの度の境界争いの因縁解決を非常に御満悦、次の様な賞詞を賜ふた左。

「この古文書は明治三十三年の大火で焼失したが、半ばも月形の神社へ移された。」

覺

横川村井取小庄屋

孫左衛門

其方儀村方取捌宜敷御年貢諸上納年無滿額
皆潛御堤目之儀何角折合方都合御取計數年來
後儀精出相勸候二付

御覽候。聞難有奉存猶又萬端可相勸候。以上
中二月十九日

中二月十九日

(註) 源左工門は天保十一年歿、前摺の年は天保七年(丙申)なり。

孫左衛門は面目此の上なし、家門へ營として感謝感激し、益々忠誠と心に繋つて事で有ろう。井取へような草深い片田舎の小庄屋では有つ左が、彼の功績は百数十年後へ今日もなお庶民の語り草となつてゐる。人は死して名を残し末代までも其の徳望を仰がれてゐる物語りであります。

私は今春采、井取の青木宇代吉氏（八十三歳）、宇目町見附の吉良浅蔵氏（八十四歳）、大石の森竹文治氏（七十九歳）の長老を訪ねてこれらのお話をきいた。尚、孫左卫門直系の孫は今直川駿へ近くに住居の春山圭伍氏（六十六歳）がおられる。孫左卫門と云う人は時の守目御代官と対等の談判をされた人だけに、肝玉と智能の揃つた賢明な方であるようだ、人の為に七尽力を惜しまず、農業に励んで自らも開墾し、現在も孫左卫門の開墾した田という人があるという。そして字目と境をなす峯へべきに忘々と五ヶ所（五ヶ所）によつて境界線とし、西地の庶民達が信仰によつて結ぶといい、将来再度回境争いを起さぬよう田満と領うた延に孫左卫門の賢しさがわかる。その後毎年正月十八

酒盛と縣わつ左士のであるが、醉つて口説やせん
かか屡々起き、次第に衰えて中止になり、井取へ峯西南
役台場跡に鎮座の秋葉大権現(地上高さ二八八米、中三六社、蒲鉾
形岩柱)、金リ比羅大権現は現在井取に持歸り、春山久米
氏の裏山に鎮火の神としてお祀りしている。それほ
れ部落が明治三十三年八月に二回に亘って出火、部落は
とんど全戸と數十軒歩に及ぶ山林を焼くといふ悲運に見
舞われたからである。庄屋の跡春山家に伝あつてい古
文書も貴重な宝物も悉く焼失し、焼跡から天保錢一厘錢
が吹きと俵位焼けていた由である。

東 佐伯領 城下まで十二里
西 関領 城下まで十六里
と書いてあつ左が、それば若い頃の事で今はもうその姿
はまいとへ語り、境界争ひあつて、宇目郷の山産物農産物の取次所で古
家か六ヶ衛おつて、宇目郷の山産物農産物の取次所で古
り馬立場であつ左。特に木浦鉱山からの大石が多く、馬
方により運ばれて来てこの峠からは佐伯の馬方によつて
運ばれると、かなり賑わ左もよであつ左が、仁田祭
太原の方に国道が出来てからは通行人も追々少くなり、
今は時たま車やトラックの外は殆んど人影がなくて
屋敷跡や石垣のみが見られ、さびしく立つてゐる世戯尊
の前に誰があげ左のかお花が半ば枯れか、つゝいふのが
あひしい思いをさせむ。

し出来あがへた標柱が運ばれて月形の武田大庄屋のこと、
方に届いたのはかなりの後で、恐らく孫左卫門の死後の
ことであろう。又月形大庄屋武田市左卫門は七十才の老
令、お役目大儀となつ左か外の事情からか大庄屋を辞退
し、同族の武田與兵衛へ武田遠郎氏先祖へ以後をうけ左。
そして世は幕末の動乱期に入り、恐らくそれやこれやで
標柱を見胡崎に運んで建てることはうやむやめうちに辭
られ、明治維新廢藩置県となつ左ので同領も佐伯領も文
くなつ左ので、古より今日まで百十数年を床下に眠りつ
づけ左のである。

然しこの石の標柱には横川林の歴史が少かつて居り、
特にこれか月形があることによつて、大庄屋武田家の歴
史を示してゐる。所有者の理解をいたさうしてここの石柱と
旧大庄屋敷の一角に打ち建て、いつまでもここの歴
史の証拠として後々まで残りたいものである。(もあり)

謡物

梅 竹 礼 城 物 語

(上)

— 矢田持雲「太閤記」による —

高 橋 智 編

（会員・南海郡郡守正村三蔵）

信長のおとを受けて天下の統一を目指す秀吉が、最後
の仕上げとして中国の毛利勢を先鋒に九州征伐に着手し
るのは、天正十四年のことであつた。

これに付し九州の南半をその勢力下にもつ雄藩島津は
「なり上り者の秀吉、何肯ぞ」と決戦の決意をかため、
秀吉方に意図を通ずる豊後の太友征伐にその鋒先きを向
けたことよりこの譯ははじまるのである。

大友征伐の議が決するや、義父は弟家久に兵一万、弟
義珍に兵三千をさすけて出陣させた。

南軍の先鋒左の島津家久は、諸將を従えて県城（延岡）
で土持親信を合流せしめ、持崎を越えて宇都御に入り附
近の諸里を掃蕩して、朝日岳城（今岡）では柴田紹安を
合流し、三重御では土豪麻生綱和に内応を約され、
ここと家久の根拠地とし左。ここより大野郡の各地に使
を送してそれぞれ配下におさめ、又南軍の別隊隊左の義
珍は諸将を従えて八代を経て阿蘇の兵と合流、十月二
十二日には高城（直入郡荻村）を抜き神原城（延岡村）
入田宗和の士卒と合流、ついに鳥岳城（緒方村）を陥れ
て北上しつつあつた。

家の隊は十一月二日土持親信、新納親秀等に兵三千
を授けて梅谷礼城に向もしめ、脇當玄西堂をして佐伯太
郎に降伏をすすめべくつかわし左のである。玄西堂が
勇士十八人を従えて切羽まで乗りつけ左時、早く土注進
によつて知らせを受け左太郎惟定は、佐伯古左門以下の
一族や重臣を本丸に集め、火急の詳議会をひらいた。
「島津は祖父、叔母等のためには不俱戴天の仇である。今
陣喰を差向くるは必定和睦か手切れの手話を諏判とする。
余を弱年と侮り憎み、左の方、各々の所存はいか
に。」

と一座を見まわした、当時北の立花宗茂と太郎は同軍の
十八歳であつたといふ。太郎の言を聞いて一同は左とも
左とも答えず、大義は明分であつても利害は明分せぬと
云ふんばかりの薄暗い顔は、いずれも返答に窮つた。
「いかがでござる、各々の脚所存は——」
と太郎はピシリと鞭うつ如く促し左。
「さればそのウ——」